

選択的夫婦別姓制度の法制化に関する意見書

「選択的夫婦別姓」は今や世界各国で当たり前となっている。2015年12月16日、最高裁判所は民法第750条に規定される「夫婦同氏制を合憲と判断」しながらも、「選択肢が設けられていないことの不合理」については裁判で見出すことは困難とし、「国民的議論」や「民主主義的なプロセス」により検討されるべきだとして、民法の見直しを国会審議に委ねた。

しかしながら判決から4年が経過しても国会審議は進んでおらず、選択的夫婦別姓制度を求める訴訟が全国で相次いで提起されている。こうした選択的夫婦別姓制度を求める背景には、結婚後は男女いずれかの姓を名乗らなければならないとする「夫婦同氏制」のもとで、多くの女性が当然のように男性の姓に変更することを求められ、改姓によってこれまで築き上げてきたキャリアが生かされないことや、改姓を避けるため事実婚を選ぶ夫婦も少なくないという状況がある。

女子差別撤廃条約の批准や、個人のアイデンティティの尊重、家族のあり方が多様化する中、最高裁判決の趣旨を踏まえて議論を深め、選択肢を持つ法制度を求める声が広がってきている。2018年2月に内閣府が公表した世論調査の結果では、法改正に賛成と容認を合わせて66.9%と反対の29.3%を大きく上回るなど、選択的夫婦別姓制度の導入に向けた機運は高まっており、「選択的夫婦別姓制度」の議論を進め、適切な法的選択肢を用意することは、政府及び国会の責務である。

よって、本市議会は国に対し、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けて議論を促進するとともに、関係法令の審査を積極的に進めるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月20日

千葉県松戸市議会

内閣総理大臣 あて
総務大臣
法務大臣

衆議院議長

参議院議長